

秋田市マイタウン・バス西部線運行協議会設置要綱

(平成20年4月15日部長決裁)

(設置)

第1条 秋田市マイタウン・バス西部線(以下「マイタウン・バス西部線」という。)の利便性の向上と効率的な運行などに関する事項について広く意見を求めることを目的として、秋田市マイタウン・バス西部線運行協議会(以下「運行協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 運行協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) マイタウン・バス西部線の運行形態、利用促進に関し、意見交換や提言を行うこと。
- (2) その他マイタウン・バス西部線の運行に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 運行協議会は、別紙の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長等)

第4条 運行協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、運行協議会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運行協議会は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、運行協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 運行協議会の事務局は、都市整備部都市計画課交通政策室に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運行協議会の運営等について必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月15日から施行する。

(別紙)

秋田市マイタウン・バス西部線運行協議会委員名簿

区 分	所 属	職 名	氏 名	備 考
自治会代表者 6名	浜田地区			
	下浜地区			
	豊岩地区			
福祉関係1名	秋田市老人クラブ連 合会西部地区居住者			
教育関係3名	秋田市P T A西部地 区連絡協議会	浜田地区		
		下浜地区		
		豊岩地区		
運行事業者 1名	秋田中央トランスポ ート(株)			
行政関係1名	秋田市交通政策室			
合計	12名			

秋田市マイタウン・バス西部線運行協議会設置規約

(平成17年11月8日部長決裁)

(設置)

第1条 秋田市マイタウン・バス西部線(以下「マイタウン・バス西部線」という。)の利便性の向上と効率的な運行などについて広く意見を得るため、秋田市マイタウン・バス西部線運行協議会(以下「西部線運行協議会」という。)を設置するものとする。

(所掌事務)

第2条 西部線運行協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) マイタウン・バス西部線の運行形態、利用促進に関し、意見交換や提言を行うこと。
- (2) その他、マイタウン・バス西部線の運行に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 西部線運行協議会は、別紙の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。

(会長等)

第4条 西部線運行協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、西部線運行協議会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 西部線運行協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、西部線運行協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 西部線運行協議会の事務局は、都市整備部都市総務課交通政策室に置く。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、西部線運行協議会の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成17年11月8日から施行する。